

スポーツスペース・ボーダレスプロジェクト
（スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業）

仕 様 書

令和 3 年 5 月 2 8 日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

1 委託事業名

スポーツスペース・ボーダレスプロジェクト

(スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業)

2 事業の目的

スポーツ施設の個別施設計画策定や施設の集約・複合化、官民連携手法の活用等、ストックの適正化やスポーツの場のフル活用を推進するとともに、地方公共団体におけるスポーツのしやすさの向上のための普及啓発を行うため、自治体向けの講習会の開催等を行う。

3 成果物

報告書 5 部と電子媒体 (PDF 及び Word 等のオリジナルデータ) によって納品すること。

4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和 4 年 3 月 1 8 日

5 委託事業の内容

「2 事業の目的」を踏まえ、以下 (1) ～ (4) のとおり体育・スポーツ施設に関する調査研究をするために係る一連の事業を実施すること。

(1) WEB セミナー等による普及啓発

スポーツ施設のストック適正化ガイドラインを踏まえた個別施設計画の策定促進、施設の集約・複合化、オープンスペースを活用したスポーツの場づくり等の先進事例の横展開等を目的として、WEB セミナー等により地方公共団体等を対象とした普及啓発を行う (セミナー形式の場合は合計 10 時間程度を想定)。なお、セミナー等の実施に必要な設備等は受託者において用意する。セミナー等の内容については、参加できなかった地方公共団体等にも広く発信できるよう、スポーツ庁ホームページに掲載することを想定している。

また、先進事例に関する情報を WEB 調査、ヒアリング調査等により収集し、そのうち 10 件程度の概要を整理する。

(2) 地方公共団体におけるスポーツのしやすさに関するデータの分析

既存調査データを市区町村単位で集計・整理し、市区町村の人口規模等による傾向を分析する。なお、既存調査については、平成30年度体育・スポーツ施設現況調査の約30項目、平成30年度社会教育調査 (体育施設調査) の約20項目、その他調査の約5項目のデータを貸与することを想定している。

(3) 地方公共団体におけるスポーツのしやすさの向上に関する普及啓発

(2) の結果も踏まえ、地方公共団体においてスポーツのしやすさの向上に関する取組が促進されるよう、地方公共団体がセルフチェック可能なリストの作成

等の方策を検討した上で、普及啓発を行う。なお、普及啓発方策の検討にあたっては、有識者等5名程度にヒアリングを行う。

(4) 報告書の取りまとめ

(1) ～ (3) の結果について、報告書を取りまとめる。

報告書の形式は、A4版・5部、電子媒体(CD-R) 1部とする。

6 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- * 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3

・プラチナえるぼし認定企業

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定
- ・新くるみん認定
- ・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

7 検 収

スポーツ庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書の記載事項が満たされていることを、スポーツ庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

8 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者

の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

9 届出義務

受注者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。